

会 見 年 月 日	令和4年12月22日（木曜日）		
担 当 課	上下水道部総務課	（担当者名：今井）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6888	（内線：2902）	FAX：0791-43-6872

水道料金の減免期間の延長について

1. 趣 旨

コロナ禍において原油価格や物価の高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図るため、水道料金の減免期間を延長します。

2. 内 容

現在実施している水道料金の全額免除を2期分から3期分に延長します。

3. 対象者

一般用料金が適用される水道使用者（公共施設を除く）約23,000件

4. 減免見込額

53,000千円

5. 減免期間

(1) 偶数月検針地区

9月及び11月請求分（8月及び10月検針）4か月間を9月、11月及び1月請求分（8月、10月及び12月検針）6か月間に延長

(2) 奇数月検針地区

10月及び12月請求分（9月及び11月検針）4か月間を10月、12月及び2月請求分（9月、11月及び1月検針）6か月間に延長

6. 手続き方法

申請手続きは不要です。

7. 補てん財源

全額を一般会計から繰り入れます。